

## 議 事 日 程

令 和 7 年 3 月 11 日  
午 後 3 時 30 分 開 会  
さ ん く す 3 番 館 4 階 教 育 委 員 室

- 第 1 報告第 6号 令和 8 年度大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について
- 第 2 報告第 7号 教職員人事内申について
- 第 3 報告第 8号 令和 6 年度末令和 7 年度当初教職員人事について
- 第 4 議案第 6号 令和 7 年度吹田市立学校教職員の永年勤続表彰について
- 第 5 議案第 7号 吹田市社会教育委員の解嘱について
- 第 6 議案第 8号 吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について
- 第 7 議案第 9号 吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 8 議案第 10号 吹田市立青少年クリエイティブセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 9 議案第 11号 教員の働き方改革推進プランの策定について
- 第 10 教育長報告



報告第6号

令和8年度大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について

標記のことについて、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、臨時に代理したので報告します。

令和7年3月11日提出

吹田市教育委員会  
教育長 大江 慶博

記

- 1 臨時に代理した日 令和7年2月28日
- 2 内 容 令和8年度 大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について「任用を希望しない」と回答した



議案第9号

吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
の制定について

標記のことについて、吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正  
する規則を別紙のとおり定めます。

令和7年3月11日提出

吹田市教育委員会  
教育長 大江 慶博



吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり定めます。

令和 年 月 日

吹田市教育委員会  
教育長 大江 慶 博

吹田市教育委員会規則第 号

吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）

吹田市教育委員会事務局組織規則（平成元年吹田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第3号中「就学援助（医療費補助を含む。）並びに高等学校等学習支援金」を「就学援助費及び特別支援教育就学奨励費」に改め、同条第6項第16号中「その他の」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



吹田市教育委員会事務局組織規則現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(学校教育部の分掌事務)</p> <p>第4条 } 2 -----略-----</p> <p>3 学校教育部学務課の分掌する事務は、別に定めがあるものを除くほか、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) } (2) -----略-----</p> <p>(3) 児童及び生徒の<u>就学援助(医療費補助を含む。)</u>並びに<u>高等学校等学習支援金</u>に関する事項</p> <p>(4) }       } -----略----- (6) } 4</p> <p>5</p> <p>6 学校教育部学校教育室の分掌する事務は、別に定めがあるものを除くほか、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) }       } -----略----- (15) } (16) 小学校の給食費<u>その他の</u>学校徴収金の徴収に関する事項 (17) } (18) } -----略----- 7</p>	<p>(学校教育部の分掌事務)</p> <p>第4条 } 2 -----略-----</p> <p>3 学校教育部学務課の分掌する事務は、別に定めがあるものを除くほか、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) } (2) -----略-----</p> <p>(3) 児童及び生徒の<u>就学援助費及び特別支援教育就学奨励費</u>に関する事項</p> <p>(4) }       } -----略----- (6) } 4</p> <p>5</p> <p>6 学校教育部学校教育室の分掌する事務は、別に定めがあるものを除くほか、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) }       } -----略----- (15) } (16) 小学校の給食費<u>及び</u>学校徴収金の徴収に関する事項 (17) } (18) } -----略----- 7</p>



議案第10号

吹田市立青少年クリエイティブセンター条例施行規則の一部を  
改正する規則の制定について

標記のことについて、吹田市立青少年クリエイティブセンター条例施  
行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めます。

令和7年3月11日提出

吹田市教育委員会  
教育長 大江 慶博



吹田市立青少年クリエイティブセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定めます。

令和 年 月 日

吹田市教育委員会  
教育長 大江 慶 博

吹田市教育委員会規則第 号

吹田市立青少年クリエイティブセンター条例施行規則の一部を改正する  
規則（案）

吹田市立青少年クリエイティブセンター条例施行規則（平成14年吹田市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「氏名、性別、生年月日、住所、電話番号及び学校名又は勤務先の名称を記載した」を削り、同条第2項中「あらかじめ、次に掲げる事項を記載した専用使用許可申請書を教育委員会に提出しなければ」を「教育委員会が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システム（以下「システム」という。）により使用の許可を申請しなければ」に改め、各号を削り、同条第3項中「は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前2月」を「（以下「専用使用許可の申請」という。）は、使用日の2月前の日」に、「前3日」を「3日前」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、公用で使用する場合その他教育委員会が特別の事情があると認める場合の専用使用の申請の手続は、教育委員会が定める。

第4条の見出し中「等の交付及び提示」を「の交付等」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「又は専用使用許可書」を削り、「使用者」を「利用登録者」に改め、同項を同条第3項とする。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（不正使用等に対する措置）

第16条 教育委員会は、専用使用者がシステムを不正に利用し、又は条例及びこの規則の規定に違反したときは、別に定める基準により、システムの利用を停止することができる。

第14条中「附属設備」を「附属設備等」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

（1）

第11条中「使用者」を「利用登録者及び専用使用者（以下「使用者」という。）」に改め、同条を第12条とする。

第10条の見出し中「還付」の次に「及び充当」を加え、同条第1項中「割合」を「額」に改め、同項第1号中「10割」を「額」に改め、同項第3号を削り、同項第2号中「前7日」を「の7日前」に改め、「場合」の次に「（前号ア及びイに掲げる場合を除く。）」を加え、「5割」を「額に2分の1を乗じて得た額」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 専用使用者が専用使用取消届の提出と同時に当該取消しに係る使用と異なる専用使用許可の申請（以下「振替申請」という。）をし、教育委員会が許可した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 振替申請に係る使用料の額（以下「振替後使用料の額」という。）が既納使用料の額以上である場合 既納使用料の額

イ 振替後使用料の額が既納使用料の額未満である場合（使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合に限る。） 振替後使用料の額に既納使用料の額から振替後使用料の額を控除した額の2分の1に相当する額を加えた額

ウ 振替後使用料の額が既納使用料の額未満である場合（イに掲げる場合を除く。） 振替後使用料の額

第10条第2項中「次に掲げる事項を記載した」を削り、「専用使用許可書及び専用使用内容変更許可書又は専用使用取消届」を「教育委員会が必要と認める書類」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

3 第1項第2号の場合においては、還付する使用料を振替申請に係る使用料に充当することができる。

第9条第2項中「次に掲げる事項を記載した」を「専用使用許可の申請をするときに、」に、「専用使用許可申請書に添付しなければ」を「教育委員会に提出しなければ」に改め、各号を削り、同条を第10条とする。

第8条中「次に掲げる事項を記載した」を削り、「専用使用許可書又は専用使用内容変更許可書」を「教育委員会が必要と認める書類」に改め、各号を削り、同条に後段として次のように加え、同条を第9条とする。

この場合において、未納の使用料があるときは、専用使用者は、当該届出の際にこれを納付しなければならない。

第7条第1項中「専用使用許可書の交付を受けた者（以下「専用使用者」という。）は、使用日時等」を「専用使用者は、使用附属設備、使用目的及び使用人数」に改め、「次に掲げる事項を記載した」を削り、「に専用使用許可書を添えて」を「を」に改め、各号を削り、同条第2項中「許可すべきもの」を「管理上必要がある」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条中「専用使用できる」を「専用使用することができる」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(専用使用の許可等)

第5条 教育委員会は、専用使用許可の申請を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、専用使用を許可する。

2 前項の規定による許可を受けた者（以下「専用使用者」という。）であって、条例第8条第2項の規定により使用料を納付しなければならないものは、使用日までに使用料を納付しなければならない。

3 専用使用者は、青少年クリエイティブセンターの施設を使用する際にシステムにより発行された許可に係る番号等の当該専用使用者であることを証する情報を提示しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



現 行	改 正 案
<p>(利用者登録証の交付等の申請)</p> <p>第3条 青少年クリエティティブセンターの施設を個人で使用しようとする者は、あらかじめ、<u>氏名、性別、生年月日、住所、電話番号及び学校名又は勤務先の名称を記載した利用者登録証交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 青少年クリエティティブセンターの施設を専用使用しようとする者は、<u>あらかじめ、次に掲げる事項を記載した専用使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあっては、担当者の氏名(以下「申請者の氏名等」という。)</u></p> <p>(2) <u>使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数(以下「使用日時等」という。)</u></p> <p>3 前項の規定による申請は、<u>使用しようとする日(以下「使用日」という。)</u>の前2月から使用日の前3日までに<u>行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(利用者登録証等の交付及び提示)</p> <p>第4条 } -----略-----</p> <p>2 } -----略-----</p> <p>3 教育委員会は、<u>専用使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、専用使用許可書を交付する。</u></p> <p>4 利用者登録証又は<u>専用使用許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)</u>は、<u>青少年クリエティティブセンターの施設を使用する際にその利用者登録証又は専用使用許可書を提示しなければならない。</u></p>	<p>(利用者登録証の交付等の申請)</p> <p>第3条 青少年クリエティティブセンターの施設を個人で使用しようとする者は、<u>あらかじめ、利用者登録証交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 青少年クリエティティブセンターの施設を専用使用しようとする者は、<u>教育委員会が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システム(以下「システム」という。)</u>により<u>使用の許可を申請しなければならない。</u></p> <p>3 前項の規定による申請(以下「専用使用許可の申請」という。)<u>は、使用日の2月前日から使用日の3日前までに行わなければならない。</u></p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、<u>公用で使用する場合その他教育委員会が特別の事情があると認めるときは、教育委員会が定める。</u></p> <p>(利用者登録証の交付等)</p> <p>第4条 } -----略-----</p> <p>2 } -----略-----</p> <p>3 利用者登録証の交付を受けた者(以下「利用者登録者」という。)<u>は、青少年クリエティティブセンターの施設を使用する際にその利用者登録証を提示しなければならない。</u></p> <p>(専用使用の許可等)</p> <p>第5条 教育委員会は、<u>専用使用許可の申請を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、専用使用を許可する。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(専用使用の期間)</p> <p><u>第5条</u> 青少年クリエティブセンターの施設を引き続き専用使用できる期間は、3日間とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(特別の設備の設置等)</p> <p><u>第6条</u> -----略-----</p> <p>(専用使用の内容の変更)</p> <p><u>第7条</u> 専用使用許可書の交付を受けた者（以下「専用使用者」という。）は、<u>使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した専用使用内容変更許可申請書に専用使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) 申請者の氏名等</p> <p>(2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由</p> <p>2 教育委員会は、専用使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、<u>許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、専用使用内容変更許可書を交付する。</u>この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。</p> <p>(専用使用の取消し)</p> <p><u>第8条</u> 専用使用者は、青少年クリエティブセンターの施設の専用使用を取り消そうとするとときは、<u>遅滞なく次に掲げる事項を記載した専用使用取消届に専用使用許</u></p>	<p>2 前項の規定による許可を受けた者（以下「専用使用者」という。）であって、<u>条例第8条第2項の規定により使用料を納付しなければならないものは、使用日まで使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>3 専用使用者は、<u>青少年クリエティブセンターの施設を使用する際にシステムにより発行された許可に係る番号等の当該専用使用者であることを証する情報を提示しなければならない。</u></p> <p>(専用使用の期間)</p> <p><u>第6条</u> 青少年クリエティブセンターの施設を引き続き専用使用することができる期間は、3日間とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(特別の設備の設置等)</p> <p><u>第7条</u> -----略-----</p> <p>(専用使用の内容の変更)</p> <p><u>第8条</u> 専用使用者は、<u>使用附属設備、使用目的及び使用人数の変更をしようとするときは、専用使用内容変更許可申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 教育委員会は、専用使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、<u>管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、専用使用内容変更許可書を交付する。</u>この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。</p> <p>(専用使用の取消し)</p> <p><u>第9条</u> 専用使用者は、青少年クリエティブセンターの施設の専用使用を取り消そうとするとときは、<u>遅滞なく専用使用取消届に教育委員会が必要と認めらる書類を添え</u></p>

現 行	改 正 案
<p>可書又は専用使用内容変更許可書を添えて教育委員会に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた使用日時等</u></p> <p>(3) <u>取消しの理由</u></p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第9条 -----略-----</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を専用使用許可申請書に添付しなければならぬ。</p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>使用日時等</u></p> <p>(3) <u>減額又は免除の理由</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第10条 条例第8条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 専用使用者の責めに帰することのできない理由によって専用使用することができない場合 既納使用料の10割</p> <p>(2) 専用使用者が使用前7日までに専用使用取消書を提出した場合 既納使用料の5割</p> <p>(3) 専用使用者が使用前7日までに専用使用内容変更許可申請書を提出し、教育委員会が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の5割</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料還付申請書に専用使用許可書及び専用使用内容変更許可書又は専用使用取消書を添えて教育委員会に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた使用日時等</u></p>	<p>て教育委員会に提出しなければならぬ。この場合において、未納の使用料があるときは、専用使用者は、当該届出の際にこれを納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第10条 -----略-----</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、専用使用許可の申請をするときに、使用料減額・免除申請書を教育委員会に提出しなければならぬ。</p> <p>(使用料の還付及び充当)</p> <p>第11条 条例第8条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 専用使用者の責めに帰することのできない理由によって専用使用することができない場合 既納使用料の額</p> <p>(2) 専用使用者が専用使用取消書の提出と同時に当該取消しに係る使用と異なる専用使用許可の申請（以下「振替申請」という。）をし、教育委員会が許可した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 振替申請に係る使用料の額（以下「振替後使用料の額」という。）が既納使用料の額以上である場合 既納使用料の額</p> <p>イ 振替後使用料の額が既納使用料の額未満である場合（使用日の7日前までに使用取消書を提出した場合に限る。） 振替後使用料の額に既納使用料の額から振替後使用料の額を控除した額の2分の1に相当する額を加えた額</p> <p>ウ 振替後使用料の額が既納使用料の額未満である場合（イに掲げる場合を除く。） 振替後使用料の額</p>

現	行	改 正 案
<p>(使用者の守るべき事項)</p> <p>第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) }          { }          (4) }</p> <p>(入室の要求)</p> <p>第12条 }          { }          (使用後の点検)</p> <p>第13条 }          { }          (損傷等の届出)</p> <p>第14条 使用者は、施設又は附属設備を損傷し、又は亡失したときは、直ちに教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p>第15条 }          { }          (委任)</p>	<p>(3) 専用使用者が使用日の7日前までに専用使用取消届を提出した場合（前号ア及びイに掲げる場合を除く。） 既納使用料の額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に教育委員会が必要と認める書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項第2号の場合においては、還付する使用料を振替申請に係る使用料に充当することができる。</p> <p>(使用者の守るべき事項)</p> <p>第12条 利用登録者及び専用使用者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) }          { }          (4) }</p> <p>(入室の要求)</p> <p>第13条 }          { }          (使用後の点検)</p> <p>第14条 }          { }          (損傷等の届出)</p> <p>第15条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。</p> <p>(不正使用等に対する措置)</p> <p>第16条 教育委員会は、専用使用者がシステムを不正に利用し、又は条例及びこの規則の規定に違反したときは、別に定める基準により、システムの利用を停止することができる。</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p>第17条 }          { }          (委任)</p>	<p>は改正箇所</p>

現	行	改 正 案
第16条 -----略-----	第18条 -----略-----	



議案第 1 1 号

教員の働き方改革推進プランの策定について

教員の働き方改革推進プランを次のとおり策定します。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

吹田市教育委員会  
教育長 大江 慶博

記

- |   |     |               |
|---|-----|---------------|
| 1 | 名 称 | 教員の働き方改革推進プラン |
| 2 | 内 容 | 別紙のとおり        |



吹田市教育委員会

# 教員の働き方改革 推進プラン

～教員のウェルビーイングの向上～

(案)

令和7年(2025年)3月



# 目次

1 はじめに	1
2 基本的事項	2
(1)位置づけ	2
(2)取組期間	3
3 目指すべき状況と数値目標	3
(1)目指すべき状況	3
(2)数値目標	3
4 取組の視点	3
5 取組内容	4
(1)学校組織全体の意識変革	4
(2)保護者・地域の理解及び協力の促進	5
(3)業務の軽減・適正化	6
(4)多様な人材・手法の効果的な活用	7
6 取組の概要	8
7 プラン推進にあたって	10
(参 考) 削減目標時間外在校等時間数の積算	11

# 1 はじめに

- 現在、教員は多様化・複雑化する教育ニーズに対応しながら、必ずしも教員が担う必要のない業務や学校以外が担うべき業務にも従事しており、長時間勤務が常態化し、疲弊しきっている。
- その背景には、保護者や地域の意識、社会情勢などが大きく変化中、それに対応できない従来からの学校教育の仕組みが長期間にわたり継続している状況がある。
- 熱意とやりがいをもって本来業務に携わりたいと考えている教員の思いが実現せず、余裕のない働き方が続く中で、メンタル不調、やりがいの減退が起こり、教職の魅力低下、病気休暇・休職者の増加、教員志望者の減少につながっている。
- こうした状況を打開するため、本市では、令和6年(2024年)12月に教員の働き方改革グランドデザインを策定し、働き方改革を加速度的かつ革新的に進め、教員が心身ともに余裕をもって充実して働ける環境の整備に取り組むこととした。
- グランドデザインで示す方向性を数値目標やスケジュール、進行管理の手法として具体化し、見える形で実践的に進めることで、教員のウェルビーイングの向上を図り、一人ひとりの児童生徒に寄り添う時間を確保することで、教育の質や教職の魅力の向上を実現することを目指していく。

## 【吹田市の取組】

吹田市では、全職員が働きやすい職場を目指して、令和3年(2021年)7月に「みんなのはたらきかたプラン」を策定した。

当該計画では、家庭における育児や介護等の分担により時間制約のある職員を含む全ての職員が、仕事と家庭を両立し、持てる力を十分発揮して、やりがいをもって働き続けることができるよう、「ワーク・ライフ・バランスの実現」、「子育て、介護等をしやすい職場づくり」、「女性職員の活躍の推進」の3つを柱とした取組を進めている。

### 【柱1】ワーク・ライフ・バランスの実現

#### 《目標》

- 1 時間外勤務時間を年間360時間以下とします。

#### 《取組内容》

- 1 定時帰宅を前提とする働き方への転換
- 2 業務量に見合った職員体制の構築
- 3 勤務時間の適正管理
- 4 年次有給休暇や夏期休暇の取得促進



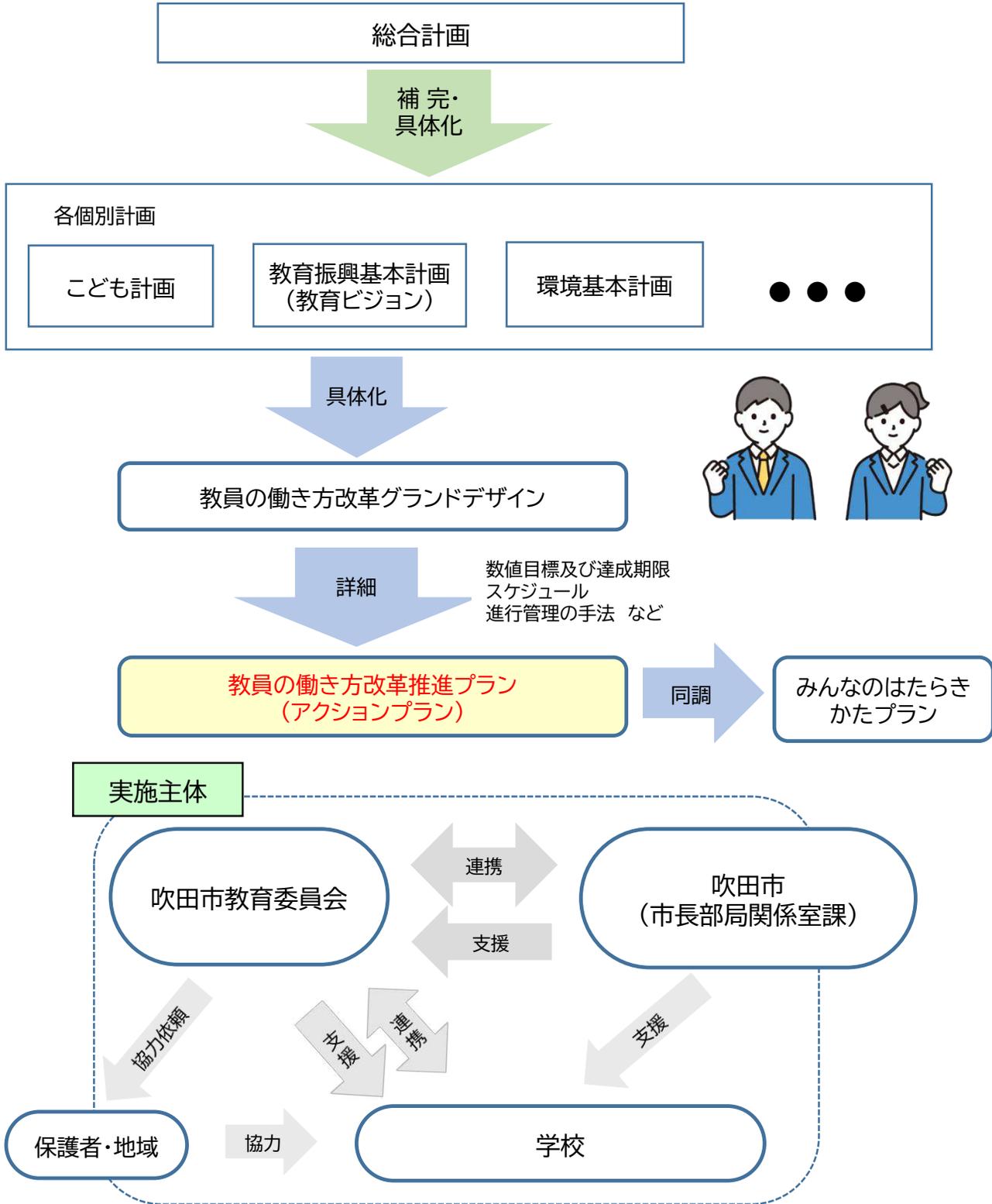
- 教員の働き方改革推進プランは、上記「みんなのはたらきかたプラン」を踏まえるとともに、基本的な方向性に同調し、策定するものとする。

## 2 基本的事項

### (1) 位置づけ

教員が、授業づくりや児童生徒への支援、指導など本来業務に注力するための環境整備に必要な働き方改革について、グランドデザインで示す方向性を数値目標やスケジュール、進行管理の手法として具体化したもの。

※ 教員の働き方改革グランドデザインに示す「取組の視点」ごとに、取組内容、主体、削減目安、スケジュール等を整理している。併せて、取組内容ごとにコスト目安を示している。



## 2 基本的事項

### (2) 取組期間

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)  
(令和6年度(2024年度)からモデル実施)

## 3 目指すべき状況と数値目標

### (1) 目指すべき状況

教員が多様な児童生徒一人ひとりに応じたより良い教育を提供できる状況

### (2) 数値目標

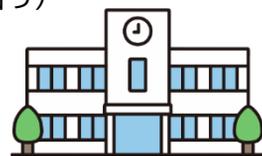
(心身ともに充実した状態で児童生徒と向き合う)

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)を取組期間として

#### 【ア】 令和8年度(2026年度)中に

1 月当たり時間外在校等時間80時間以上の教員を0に

2 月当たり時間外在校等時間45時間以上の教員を半減



令和5年度実績

80時間以上	110人
45時間以上	507人
30時間以上	814人

#### 【イ】 令和11年度(2029年度)中に

1 月当たり時間外在校等時間30時間以上の教員を0に

本推進プランにおいては、グランドデザインに掲げる上記数値目標に加え、様々な施策や取組を進めることで、令和11年度中に削減すべき時間外在校等時間数の総量を示す。

併せて、施策や取組ごとに削減することのできる時間数(削減目安)を示す。

#### 【ウ】 削減目標時間外在校等時間数(年間) 詳細は11ページ「削減目標時間外在校等時間数の積算」参照

1 小学校 約26万時間

2 中学校 約24万時間 合計約50万時間 (教員1人当たり月平均26時間)

※ 令和5年度の教員1人当たりの時間外在校等時間数は月平均56時間(小学校50時間、中学校70時間)

## 4 取組の視点

### (1) 学校組織全体の意識変革

#### (職場風土の醸成)

学校組織全体で現在の状況や働き方を課題と捉え、解消に向けた取組推進の必要性や目的を認識する。業務の軽減や適正化に組織的に取り組む職場風土、女性が働きやすい環境確保に向けた意識を醸成する。

### (2) 保護者・地域の理解及び協力の促進

教育委員会において方針を整理・周知し、保護者や地域諸団体に対して、教員の厳しい勤務状況の理解、課題解消に向けた協力体制を構築する。

### (3) 業務の軽減・適正化

多様化、複雑化した学校及び教員の業務を整理したうえで、その担い手や手法、進め方を検討する。

### (4) 多様な人材・手法の効果的な活用

児童生徒への指導・支援の質的向上、教員の負担軽減に向け、専門職等新たな人材も含めた多様な人材や様々な手法を効果的に活用する。

## 5 取組内容

### (1) 学校組織全体の意識変革（職場風土の醸成）

学校組織全体で現在の状況や働き方を課題と捉え、解消に向けた取組推進の必要性や目的を認識する。業務の軽減や適正化に組織的に取り組む職場風土、女性が働きやすい環境確保に向けた意識を醸成する。

【ア】 学校管理職が、教員の働き方改革や女性の働く場の環境改善の必要性、目指すべき状況を理解して教員に働きかけることで、継続的に学校全体での意識の向上を図り、取組の推進につなげる

【ウ】 教育委員会が、学校に対し、学校内での情報共有や研修に活用できるよう、働き方改革に係る参考データや他市先行事例を提供するとともに、課題に対して迅速かつ的確に対応する

【イ】 学校の出退勤記録を把握・確認し、上限の目安を超えて長時間勤務を行っている教員に対し、管理職からの指導を促す。継続して状況を把握し、進捗管理を行う

No.	取組内容	主体		削減目安	スケジュール(年度)				
		教委	学校		R7	R8	R9	R10	R11
1	最新事例等の情報提供	○		-	→				
2	教員の意識啓発・研修		○	19,128	→				
3	OJT		○	19,128	→				
4	部活動ガイドライン*徹底		○	71,124	→				
5	管理職による進行管理		○	-	→				
6	全体の進行管理の共有	○	○	-	→				

※1 削減目安については、取組における年間の時間外在校等時間の削減数を示しています。

\* 部活動ガイドラインは、令和7年度策定予定の「新たな吹田市中学校部活動の在り方」をさします。



## 5 取組内容

### (2) 保護者・地域の理解及び協力の促進

教育委員会において方針を整理・周知し、保護者や地域諸団体に対して、教員の厳しい勤務状況の理解、課題解消に向けた協力体制を構築する。

【ア】 保護者や地域に対し、多様化・複雑化した業務への対応の負担、恒常的な長時間勤務など教員のおかれている状況を周知し、働き方改革への理解を促す

【ウ】 保護者や地域に対し、教員の学校外の業務について、その位置づけや本来対応すべき主体を具体的に示すことで、地域との連携強化、家庭教育の充実につなげる

【イ】 地域諸団体に対し、教員の働き方改革の推進、児童生徒(子供たち)のより良い教育環境の確保に向けた連携や協力を求め、地域全体で取り組んでいくという仕組みの構築を進める

No.	取組内容	主体		削減目安	スケジュール(年度)				
		教委	学校		R7	R8	R9	R10	R11
1	地域等への周知	○		1,944	→				
2	地域等関わりの整理	○		1,944	→				
3	PTA活動の見直し		△	1,296	→				
4	働き方改革の明文化	○		-	→				

※1 削減目安については、取組における年間の時間外在校等時間の削減数を示しています。



## 5 取組内容

### (3) 業務の軽減・適正化

多様化、複雑化した学校及び教員の業務を整理したうえで、その担い手や手法、進め方を検討する。

【ア】 多様化・複雑化した学校の業務を下記の3つに分類する

【ウ】 教育委員会による学校への調査や照会など業務の縮減・簡素化を検討し、実施するとともに回答方法等の効率化を図る

【イ】 分類した学校業務について、まずは精選を行い、責任を明確にしたうえで継続・改変・縮小・廃止などその取扱いの方向性を早期に示す

No.	取組内容	主体		削減目安	スケジュール(年度)				
		教委	学校		R7	R8	R9	R10	R11
1	時間外の電話対応	○		57,384	→				
2	学校徴収金の業務移行	○	△	38,256	→				
3	施設の包括管理委託	○		6,480	→				
4	学校閉庁日の実施		○	-	→				
5	教材の共有・有効活用		○	30,048	→				
6	学校行事の精選		○	4,782	→				
7	会議・分掌事務の精選		○	4,782	→				
8	調査業務等の縮減等	○		1,944	→				

※1 削減目安については、取組における年間の時間外在校等時間の削減数を示しています。

	I 基本的には学校以外が担うべき業務	II 学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務	III 教員の業務だが負担軽減が可能な業務
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">           各校の取組状況により更に効果が見込める取組         </div>	<b>【取組例】</b> ① 登下校に関する対応 ⇒ 保護者・地域 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ⇒ 保護者・地域 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ⇒ 市教育委員会 (まずは徴収事務から移行) ④ 地域ボランティアとの連絡調整 ⇒ 地域諸団体	① 調査・統計等への回答等 ⇒ 学校事務、学校副管理者 ② 児童生徒の休み時間における対応 ⇒ 有償ボランティア など ③ 校内清掃の指導 ⇒ 有償ボランティア など ④ 部活動(部活動指導員等) ⇒ 部活動外部委託	① 授業準備 ⇒ 教科担任制、教材共有 ② 校内教育支援教室 ⇒ 居場所サポーター ③ 学習評価や成績処理 ⇒ 採点システムの導入 ④ 学校行事の準備・運営 ⇒ 精選、簡素化、短縮 ⑤ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ⇒ SSW、SCの拡充

※ 平成31年1月の中央教育審議会答申で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき整理された内容をもとに取組例を示しています。

## 5 取組内容

### (4) 多様な人材・手法の効果的な活用

児童生徒への指導・支援の質的向上、教員の負担軽減に向け、専門職等新たな人材も含めた多様な人材や様々な手法を効果的に活用する。

【ア】 各業務の内容や特性を踏まえ、効果的かつ持続可能な担い手や手法、進め方を再検討する

【イ】 学校運営を支える人材の全体像を整理し、持続可能で教員がより良い教育の提供に専念できる体制の構築を図る

【ウ】 ICTの活用を学校全体で着実に進め、全ての教員がその効果を受けることのできる環境を整える

No.	取組内容	主体		削減目安	スケジュール(年度)				
		教委	学校		R7	R8	R9	R10	R11
1	部活動の外部委託	○		101,606	→				
2	学校副管理者の配置	○		37,200	→				
3	小学校の市費講師配置	○		3,690	→				
4	リフレッシュRの設置	○		-	→				
5	さくら連絡網の活用	○		57,384	→				
6	プール清掃委託	○		450	→				
7	トイレ清掃委託拡充	○		-	→				
8	居場所サポーター配置	○		17,712	→				
9	SC派遣回数数の拡充	○		-	→				
10	学校SSの配置	○		-	→				
11	採点システムの導入	○		10,080	→				
12	録音機能付電話の導入	○		-	→				
13	ICTの有効活用		○	19,128	→				

※1 削減目安については、取組における年間の時間外在校等時間の削減数を示しています。

## 6 取組の概要

取組の概要（コスト目安は参考として令和7年度当初予算額(案)を示しています）

No.	取組名	概要(取組の例)	コスト目安(億円)
1	1 最新事例等の情報提供	教育委員会から学校に対し、国(関係省庁)の動向や先行自治体の事例等を適宜、情報提供する。	—
	2 教員の意識啓発・研修	学校内での意識づけのための取組(学校目標の設定、日常的な管理職からの声かけ等)、学期に1回の学校内研修 など	—
	3 OJT	On the Job Training (オンザジョブトレーニング) 管理職が教員等に教育活動に係る指導を行う際、働き方改革の視点を工夫をして盛り込む。	—
	4 部活動ガイドライン徹底 (新たな吹田市中学校部活動の在り方の徹底)	「新たな吹田市中学校部活動の在り方」に明記されている活動日数や活動時間、管理体制等のルールに沿った活動を徹底する。	—
	5 管理職による進行管理	自校の教員の時間外在校等時間数を適切に把握・確認するとともに、必要に応じて指導を行う。指導を踏まえた勤務状況となっているか継続的に確認する。	—
	6 全体の進行管理の共有	教育委員会で、当該推進プランに基づく進捗状況を整理し、各校管理職に提供する。各校において、教員に周知するとともに教員研修等で活用する。	—
2	1 地域等への周知	市報すいた、市ホームページ、SNS等を通じて周知を行うとともに、関係団体や保護者に対して理解を促す効果的な手法を検討、実施する。	—
	2 地域等関わりの整理	本市の担当室課と調整しながら、市としての考え方や方針を整理し、学校、保護者、関係団体に理解を促す。	—
	3 PTA活動の見直し	学校において、PTAの行事やイベント、会議等の内容や手法、頻度について、持続可能な在り方を検討し、保護者と調整のうえ、整理していく。	—
	4 働き方改革の明文化	働き方改革の目的や重要性、本市の考え方を「グランドデザイン」「推進プラン」「教育ビジョンの重点課題」として明文化し、取組推進のツールとする。	—
3	1 時間外の電話対応 (時間外の電話を音声アナウンス対応に)	学校において、勤務時間外の電話を音声アナウンス対応とすることで、長時間にわたる時間外の電話対応を抑制するとともに、心理的負担を軽減する。	—
	2 学校徴収金の徴収業務を 教育委員会に移行	学校給食費を公会計化するとともに、学校徴収金と併せて徴収業務を教育委員会で担う。督促事務をはじめ徴収事務以外の取扱いについて引き続き検討する。	—
	3 学校施設の包括管理委託の開始	学校施設の警備や除草、軽微な修繕等を包括的に委託することで、効率的に管理するとともに、関連業務に従事する学校担当者の負担軽減を図る。	8.5
	4 学校閉庁日の実施	夏季休業中に「学校閉庁日」を設定することで、教職員の休暇取得の促進及び健康増進を図る。 (令和6年度は8月10日～8月16日で設定)	—
	5 教材の共有・有効活用	授業で活用する教材について、役割分担のもと効果的・効率的に作成し、共有することで、とりわけ小学校教員の負担軽減を図る。	—

## 6 取組の概要

取組の概要（コスト目安は参考として令和7年度当初予算額(案)を示しています）

No.	取組名	概要(取組の例)	コスト目安(億円)
3	6 学校行事の精選	運動会・体育大会、課外授業、音楽会などの学校行事について、精選を行うとともに、開催頻度や時間、手法や準備内容を工夫し効率化を図る。	—
	7 会議・分掌事務の精選	校内会議や分掌事務について、精選を行うとともに、開催頻度や時間、手法や準備内容を工夫し効率化を図る。	—
	8 調査・照会業務の縮減・簡素化	教育委員会や市長部局からの調査・照会について、必要性の検討、重複内容の精査、より簡略化した内容、負担の少ない手法等を検討し、実施する。	—
4	1 中学校部活動の外部委託の拡充	中学校部活動の指導や試合等への引率等を外部委託することで、生徒の活動機会の確保、教員の負担軽減、技術的指導の質の向上を図る。	1.6
	2 学校副管理者の配置	教頭が本来業務に注力できるよう教員でなくてもできる業務のうち、一定のマネジメントが必要な業務を担うため、学校副管理者を配置する。	0.8
	3 小学校への市費専科講師の配置	特色のある教育を進めるとともに、授業準備等の時間を確保し、授業の質の向上を図るため、小学校に市費専科講師を配置する。	0.1
	4 リフレッシュルームの設置	教員が快適かつ安心して休憩時間を過ごすことのできる休養室を「リフレッシュルーム」として整備することで、働きやすい環境を確保する。	0.8
	5 保護者との連絡用アプリ「さくら連絡網」の活用	アプリを活用し、保護者からの欠席連絡等を受けるとともに、学校や教育委員会からの定時、適宜の連絡を送信することで、教員の負担軽減を図る。	—
	6 プール清掃を外部委託	毎年、プール授業の開始前に行っていた清掃作業を外部委託することで、負担を軽減する。(まずは、中学校から)	0.03
	7 小中学校のトイレ清掃委託回数の増加	年2回のトイレ清掃の外部委託を年4回に拡充する。(令和7年度は年2回)	0.08
	8 校内教育支援教室に居場所サポーターを配置	各校が設置している校内教育支援教室に専任の支援人材(教員免許取得者)を配置し、児童生徒が安心して過ごせる環境を確保する。	0.3
	9 小学校のSCの派遣回数を拡充	小学校へのSCの派遣回数を月1回～2回から、週1回程度に拡充し、児童生徒の支援、教員へのサポート等を強化する。	—
	10 学校サポートスタッフの配置	各校において、事務作業等を担い、教員をサポートする人材を配置し、事務的な負担軽減を図る。	0.8
	11 採点システムの導入	中学校における定期テスト等の成績処理・評価を手作業からシステム化することで、作業の効率化、負担軽減を図る。	0.03
	12 録音機能付電話の導入	各校に録音機能付電話を導入し、受電前に相手方に告知する設定にすることで、心理的負担の軽減、長時間対応の抑制を図る。	0.1
	13 ICT機器等の更なる有効活用	各校に配置しているPC、校支援システム等を全教員が有効に活用するとともに、好事例を校内全体で周知、実施する。	—

コスト目安合計(億円) 13.14

(コスト目安については、教員の働き方改革に資する取組以外の経費も含んでいます)

## 7 プランの推進にあたって

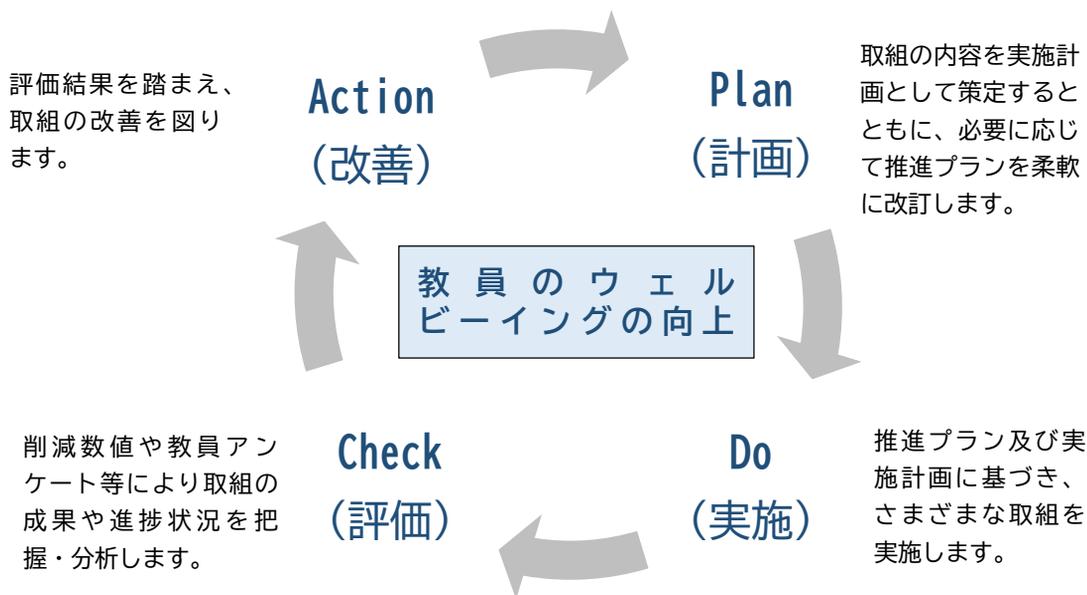
教員の働き方改革グランドデザイン及び同推進プランに掲げる取組や学校組織全体の職場風土の醸成が効果的に進むことで、教員の働き方改革が着実に推進され、教員の働く場の環境改善、ひいては、教員のウェルビーイングの向上につながっているか、適切に進行管理を行います。

評価を行うにあたっては、時間外在校等時間数及びその削減数(時間、人数)を把握・分析するとともに、必要に応じて、教員や学校管理職等にアンケート調査を実施します。

「教員の働き方改革の推進」については、吹田市教育振興基本計画(教育ビジョン)の重点課題に位置づけていることから、同計画の点検・評価を活用することとします。

取組の内容は市の実施計画として策定し、効果的かつ効率的に実施します。

また、同推進プランは、その進捗状況や社会情勢等に応じて柔軟に改訂を行うなど、動的な運用を行うこととします。



教員の働き方改革推進プランの評価	
1	時間外在校等時間数、削減時間数、削減人数等の把握・分析
2	教員・学校管理職等へのアンケート調査
3	教育ビジョンの点検・評価の活用
4	評価結果の整理、学校現場との情報共有
5	同推進プラン及び実施計画への反映

※ 学校ごとの取組状況や削減数を把握し、評価する仕組みについて検討します。効果の高い好事例については、市内学校に横展開し、更なる環境改善につなげます。

# (参考) 削減目標時間外在校等時間数の積算

教員の働き方改革 時間外在校等時間実績及び削減目標(目安)

## 1 時間外在校等時間データ

No.	項目	小学校 時間数	中学校 時間数	合計	備考
1	対象人数(校長・教頭・教諭等)	1,090	504	1,594	
2	時間外在校等時間	404,070	289,053	693,123	令和5年度実績データ
3	データ外時間外在校等時間(1)	232,824	123,077	355,901	時間外在宅従事時間(下記2(1)参照)
4	データ外時間外在校等時間(2)	15,840	7,920	23,760	時間外地域対応等従事時間(下記2(2)参照)
5	時間外在校等時間総数	652,734	420,050	1,072,784	No.2～No.4の合計
6	削減目標外時間外在校等時間数	392,400	181,440	573,840	月30時間まで
7	削減目標時間外在校等時間数	260,334	238,610	498,944	(No.5)－(No.6)

## 2 教員の働き方改革 時間外在校等時間実績及び削減目標(目安) 別添

### (1)時間外在宅従事時間数

No.	項目	小学校 時間数	中学校 時間数	合計	備考
1	対象人数(校長・教頭・教諭等)	1,090	504	1,594	
2	持ち帰り時間(平日) 国調査*の平均(分)	37	36	73	平日21日 (※ 2022年教員勤務実態調査参照)
3	持ち帰り時間(休日) 国調査*の平均(分)	32	49	81	休日9日 (※ 2022年教員勤務実態調査参照)
4	月当たり持ち帰り時間(平均)	17.8	20.4	38	
5	データ外時間外在校等時間総数	232,824	123,077	355,901	

### (2)地域会議及び地域行事参加に伴う時間外在校等時間数

No.	項目	小学校 時間数	中学校 時間数	合計	備考
1	対象人数(校長・教頭)	72	36	108	
2	地域会議等参加回数/月	5	5	10	地域教育協議会、公民館、青少年対策委員会、自治会等
3	地域会議等参加時間総数	12,960	6,480	19,440	3時間/回(往復及び準備含む)
4	地域行事等参加回数/年	5	5	10	地域教育協議会、公民館、青少年対策委員会、自治会等
5	地域行事等参加時間総数	2,880	1,440	4,320	8時間/回(往復及び準備含む)
6	時間外地域対応等従事時間総数	15,840	7,920	23,760	

## 3 取組内容と削減目安時間

No.	取組名	小学校 時間数	中学校 時間数	合計	備考
1	最新事例等の情報提供	—	—	—	
2	教員の意識啓発・研修	13,080	6,048	19,128	(1,090人+504人)×1時間×12か月
3	OJT	13,080	6,048	19,128	(1,090人+504人)×1時間×12か月
4	部活動ガイドライン徹底	—	71,124	71,124	504人×0.84(顧問従事率)×(44時間-30時間)×12か月
5	管理職による進行管理	—	—	—	
6	全体の進行管理の共有	—	—	—	
7	地域等への周知	1,296	648	1,944	(36校+18校)×3時間×12か月
8	地域等関わりの整理	1,296	648	1,944	(36校+18校)×3時間×12か月
9	PTA活動の見直し	864	432	1,296	(36校+18校)×2時間×12か月
10	働き方改革の明文化	—	—	—	
11	勤務時間外の電話を音声アナウンス対応に	39,240	18,144	57,384	(1,090人+504人)×3時間×12か月
12	学校徴収金の徴収業務を教育委員会に移行	26,160	12,096	38,256	(1,090人+504人)×2時間×12か月
13	学校施設の包括管理委託の開始	4,320	2,160	6,480	(36校+18校)×10時間(業者対応等)×12か月
14	学校閉庁日の実施	—	—	—	休暇取得の向上
15	教材の共有・有効活用	24,432	5,616	30,048	(1,018人×2時間+468人×1時間)×12か月 ※管理職除く
16	学校行事の精選	3,270	1,512	4,782	(1,090人+504人)×3時間
17	会議・分掌事務の精選	3,270	1,512	4,782	(1,090人+504人)×3時間
18	調査・照会業務の縮減・簡素化	1,296	648	1,944	(36校+18校)×3時間(1日約10分)×12か月
19	中学校部活動の外部委託の拡充	—	101,606	101,606	504人×0.84(顧問従事率)×(30時間-10時間)×12か月
20	学校副管理者の配置	18,600	18,600	37,200	(10校+10校)×15時間×12か月 ※20校に配置想定
21	小学校への市費専科講師の配置	3,690	—	3,690	6人×15時間(コマ)×41週
22	リフレッシュルームの設置	—	—	—	勤務環境の向上
23	保護者との連絡用アプリ「さくら連絡網」の活用	39,240	18,144	57,384	3時間×12か月×(1,090人+504人)
24	プール清掃を外部委託	—	450	450	18校×5時間×5人
25	小中学校のトイレ清掃委託回数の増加	—	—	—	教育環境の向上
26	校内教育支援教室に居場所サポーターを配置	11,808	5,904	17,712	(36校+18校)×16時間×0.5×41週
27	小学校のスクールカウンセラーの派遣回数を拡充	—	—	—	児童生徒への支援の向上
28	学校サポートスタッフの配置	—	—	—	既配置事業
29	採点システムの導入	—	10,080	10,080	504人×5時間×4回
30	録音機能付電話の導入	—	—	—	勤務環境の向上
31	ICT機器等の更なる有効活用	13,080	6,048	19,128	(1,090人+504人)×1時間×12か月
	合計	218,022	287,468	505,490	
	取組充足時間	▲42,312	48,858	6,546	「削減目安時間合計」－「削減目標時間外在校等時間」

※ 令和7年度以降小学校35校となるが、令和5年度実績の時間外在校等時間の実績を使用しているため、削減目安も36校分で積算。



3 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

教 育 長 報 告 事 項

- ① 吹田市こども計画(仮称)の策定について



## 「吹田市こども計画(仮称)の策定について」

「吹田市こども計画(仮称)」について、吹田市子ども・子育て支援審議会の答申を受け、さらに吹田市政策会議の審議を経て、策定を決定しました。これにより、令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)の5年間を計画期間とした同計画を開始することになります。

今後のスケジュールとしては、令和7年3月下旬に同計画を市ホームページに掲載予定です。



# 吹田市こども計画（仮称）（案）

【令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）】

概要版

令和7年（2025年）2月

吹田市

## Ⅰ 計画策定の背景・趣旨

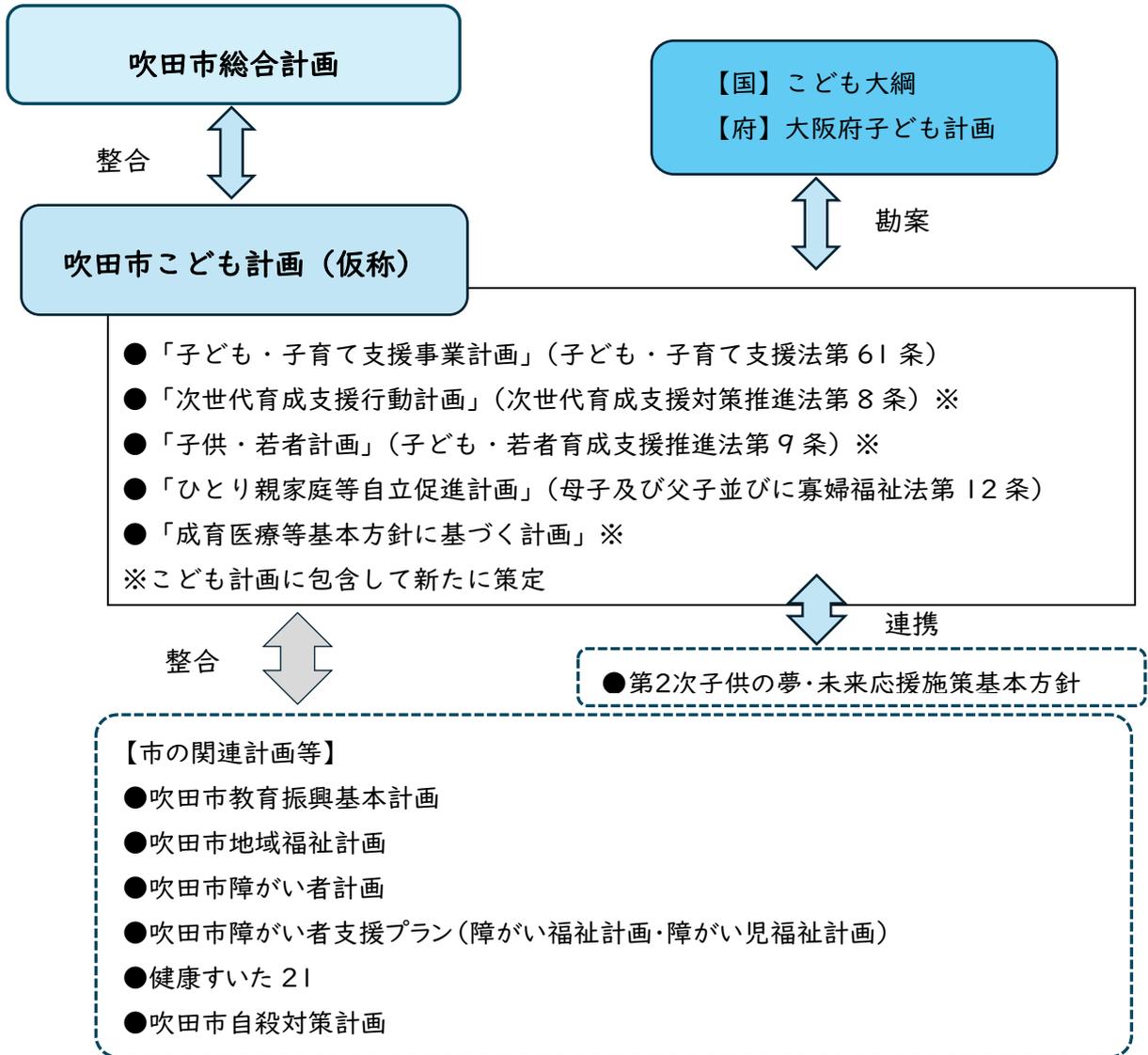
わが国では、急速な少子・高齢化や生産人口の減少による労働環境の変化、地域社会のコミュニティ力の低下に加え、景気の停滞や物価の上昇等による家計負担増加など社会や経済の変化が、子供・子育て家庭や若者に大きな影響を与えています。また、核家族化の進展、共働き家庭の増加、さらには貧困世帯の増加など、子育て家庭の子育てに対する精神的・身体的負担や経済的不安感が高まっています。

国は、こうした子供・子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受けて、令和5年（2023年）4月に「こども基本法」を施行し、同法のこども政策の立案・実施を担う行政機関として「こども家庭庁」を発足させるとともに、同年12月には今後5年間の子ども政策の基本的な方針・重要事項を定めた「こども大綱」を決定しました。

吹田市（以下「本市」という。）においては、この度、「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度（2024年度）で最終年度を迎えることから、社会状況の変化に対応しつつ、これまで推進してきた子供・子育て支援施策や子供の貧困対策等を効果的かつ総合的に一層推進するため、「子供・若者計画」等を包含した「吹田市こども計画」（仮称）（以下「本計画」という。）を策定しようとするものです。

## 2 計画の位置づけと性格

こども基本法第10条の規定に基づき、作成するものです。



## 3 計画期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

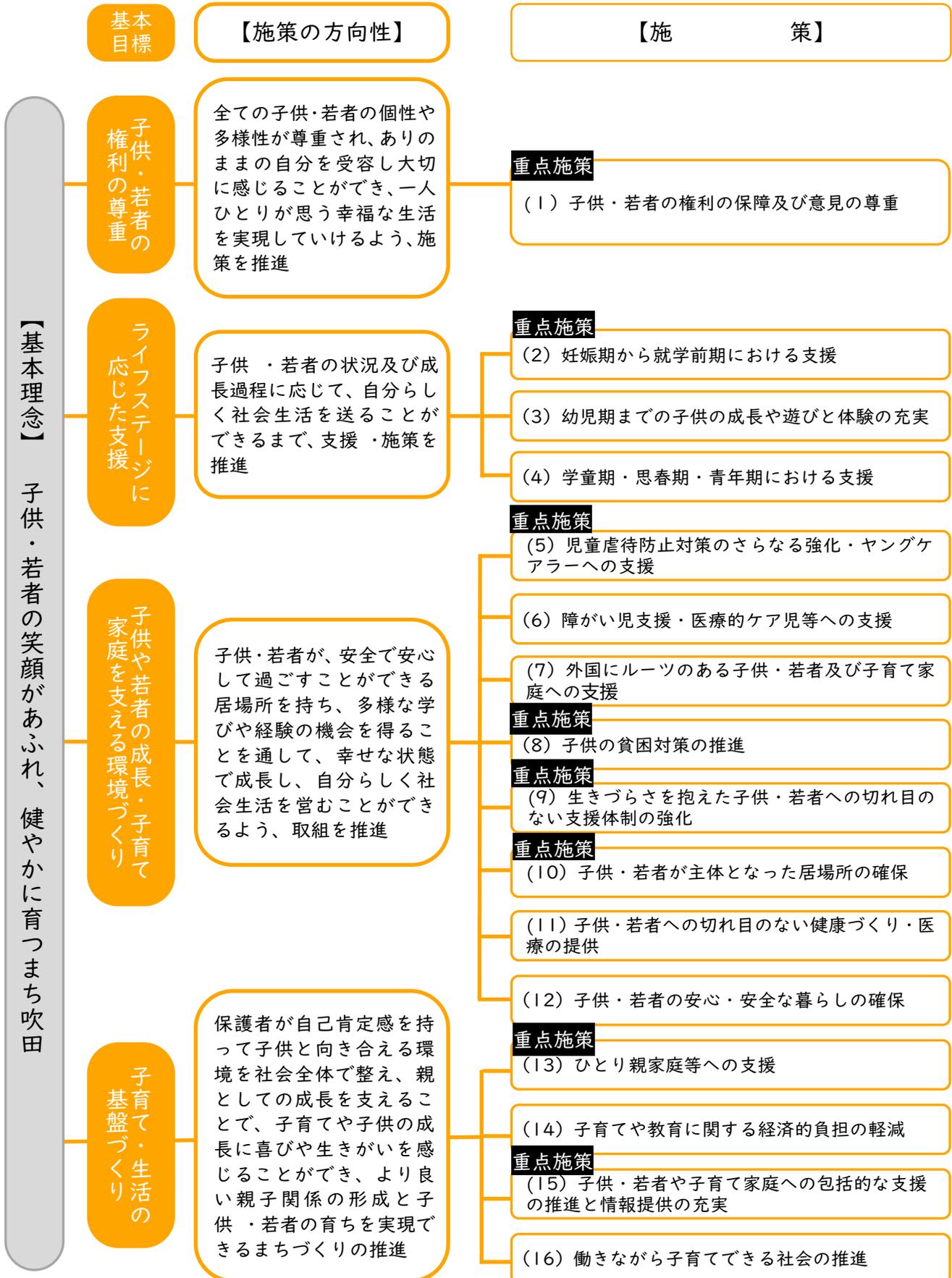
## 4 計画の基本的な考え方

基本理念

子供・若者の笑顔があふれ、健やかに育つまち吹田

本計画では、基本理念を実現するために、次の4つの基本目標のもと、子供・若者及び子育て家庭への支援施策の総合的な推進を図ります。

## 5 計画の体系



【基本理念】

子供・若者の笑顔があふれ、健やかに育つまち吹田

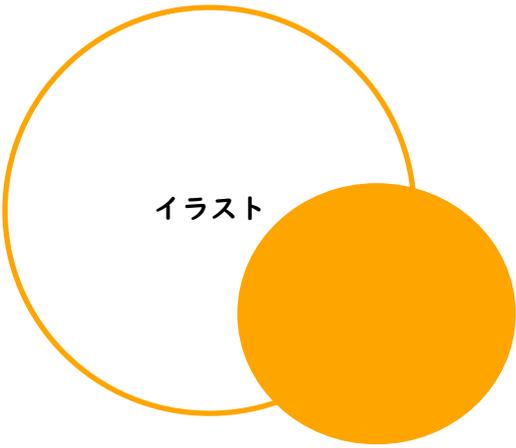
## 6 施策の推進

### 基本目標Ⅰ 子供・若者の権利の尊重

指標名	現状値 令和5年度 (2023年度)	方向	目標値 令和11年度 (2029年度)	単位
① 子供・若者が、自己肯定感が「高まった」と回答した割合	78.1	↑	78.1以上	%

	【施策名】	【主な取組】
重点施策 施策Ⅰ	子供・若者の権利の保障 及び意見の尊重 【主な担当室課：市民部人権政策室、児童部子育て政策室、学校教育部学校教育室、地域教育部青少年室、青少年クリエイティブセンター、関係室課】	(1) 子供・若者が権利の主体であることについての理解促進・啓発の取組 (2) 子供・若者の意見表明機会の確保（子供・若者が自らの権利を知り、互いを尊重する意識の向上、意見形成への支援及び意見表明の仕組みづくり等）

イラスト



## 基本目標 2 ライフステージに応じた支援

指標名	現状値 令和5年度 (2023年度)	方向	目標値 令和11年度 (2029年度)	単位
① 子供・若者が自分の将来に希望が持てる又は夢や目標があると回答した割合	68.5	↑	68.5 以上	%
② 自身の子育てを楽しんでいると感じることが多いと回答した割合	62.5	↑	62.5 以上	%

	【施策名】	【主な取組】
<b>重点施策</b> 施策2	<p>妊娠期から就学前期における支援</p> <p>【主な担当室課：児童部子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室、すこやか親子室、家庭児童相談室、こども発達支援センター】</p>	<p>(1)妊娠、出産及び育児の情報提供・助言及び相談支援等を行います</p> <p>(2)妊産婦や保護者へのアウトリーチによる取組を推進し、支援の充実を図ります</p> <p>(3)子育て支援センターと地域の相談機関が連携し、子育て家庭への相談体制を強化します</p>
施策3	<p>幼児期までの子供の成長や遊びと体験の充実</p> <p>【主な担当室課：児童部子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室、すこやか親子室、家庭児童相談室、こども発達支援センター、学校教育部学校教育室】</p>	<p>(1)地域での子育て支援サービスの充実を図ります</p> <p>(2)教育・保育の提供体制を充実し、子供の円滑な就学につなげます</p>
施策4	<p>学童期・思春期・青年期における支援</p> <p>【主な担当室課：市民部市民総務室、男女共同参画センター、都市魅力部地域経済振興室、児童部子育て政策室、健康医療部地域保健課、福祉部生活福祉室、学校教育部学校教育室、教育センター、地域教育部青少年室、青少年クリエイティブセンター、放課後子ども育成室】</p>	<p>(1)義務教育を通じて、子供の総合的な人間力を育成します</p> <p>(2)児童・生徒の一人ひとりが尊重される学びを確保します</p> <p>(3)いじめの未然防止及び早期の発見・対応に努めます</p> <p>(4)学びの場を確保し、切れ目なく不登校の支援を行います</p> <p>(5)国際理解教育やデジタル・シティズンシップ教育を推進します</p> <p>(6)高等教育への就学や社会生活に必要な知識の習得等の支援を行います</p> <p>(7)多様な進路選択があることについて、子供等への情報提供を進めます</p> <p>(8)若者の就職に係る進路選択やキャリア形成に向けた支援を進めます</p> <p>(9)複雑・複合的な課題を抱える子供・若者へのアウトリーチ等による支援を行います</p>

### 基本目標3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり

指標名	現状値 令和5年度 (2023年度)	方向	目標値 令和11年度 (2029年度)	単位
① 子供・若者が安全で安心してすごすことができる居場所があると回答した割合	75.1	↑	75.1以上	%
② 子供・若者が困っていたり、悩んでいるときに、話を聞いてくれたり、助けてくれる人が「いる」と回答した割合(困りごとや不安がある時に大人にいつでも相談できると回答した割合)	83.0	↑	83.0以上	%

	【施策名】	【主な取組】
重点施策 施策5	<p>児童虐待防止対策のさらなる強化・ヤングケアラーへの支援</p> <p>【主な担当室課:児童部すこやか親子室、家庭児童相談室、学校教育センター、地域教育部青少年室、放課後子ども育成室、関係室課】</p>	<p>(1)子育て支援センターと庁内外の関係機関が連携し児童虐待の防止に取り組みます</p> <p>(2)ヤングケアラーを早期発見し、必要な支援につなげます</p>
施策6	<p>障がい児支援・医療的ケア児等への支援</p> <p>【主な担当室課:児童部保育幼稚園室、すこやか親子室、家庭児童相談室、こども発達支援センター、福祉部障がい福祉室、健康医療部地域保健課、学校教育センター、地域教育部放課後子ども育成室】</p>	<p>(1)障がいの早期の発見と療育を推進し、相談支援体制の強化を図ります</p> <p>(2)こども発達支援センターにおける地域療育の中核的機能を強化します</p> <p>(3)医療的ケア児等コーディネーターを中心とした支援体制を整備します</p>
施策7	<p>外国にルーツのある子供・若者及び子育て家庭への支援</p> <p>【主な担当室課:都市魅力部文化スポーツ推進室、学校教育センター、関係室課】</p>	<p>(1)教育環境の整備や多言語の相談対応など、多様な文化的背景に配慮した支援を進めます</p>
重点施策 施策8	<p>子供の貧困対策の推進</p> <p>【主な担当室課:児童部子育て政策室、関係室課】</p>	<p>(1)教育・学び等への支援や保護者の就労・経済的支援等に取り組みます</p>

	【施策名】	【主な取組】
重点施策 施策 9	<p>生きづらさを抱えた子供・若者への切れ目のない支援体制の強化</p> <p>【主な担当室課：地域教育部青少年室、児童部子育て政策室、すこやか親子室、家庭児童相談室、こども発達支援センター、福祉部生活福祉室、学校教育部学校教育室、教育センター】</p>	<p>(1) 困難を抱える子供・若者が孤立しないよう、アウトリーチ支援等を強化します</p>
重点施策 施策 10	<p>子供・若者が主体となった居場所の確保</p> <p>【主な担当室課：児童部子育て政策室、学校教育部教育未来創生室、地域教育部中央図書館、青少年室、青少年クリエイティブセンター、放課後子ども育成室、関係室課】</p>	<p>(1) 多様な体験・交流、活躍できる場や機会の提供を図ります</p> <p>(2) 児童会館・児童センターの機能強化を図ります</p> <p>(3) 青少年施設における子供・若者と協働し居場所づくりに取り組みます</p> <p>(4) 公共施設や子供食堂などの地域資源を生かした居場所づくりを進めます</p> <p>(5) 留守家庭児童育成室や太陽の広場など、小学生の放課後の居場所を確保します</p> <p>(6) 中学校部活動の安定的・持続可能な仕組みを構築します</p> <p>(7) 地域の大人が子供を見守り育てる環境づくりを進めます</p>
施策 11	<p>子供・若者への切れ目のない健康づくり・医療の提供</p> <p>【主な担当室課：児童部子育て政策室、すこやか親子室、健康医療部健康まちづくり室、成人保健課、保健医療総務室、地域保健課、学校教育部保健給食室、教育センター、地域教育部青少年室】</p>	<p>(1) 母子の健康管理、子供の疾病や障がい等の早期の発見・治療に資する取組を進めます</p> <p>(2) 必要な医療が受けられるよう、小児医療体制の維持を図ります</p> <p>(3) プレコンセプションケアの啓発を行い、性や妊娠に関する情報等の提供や生涯を見据えた健康管理等の意識向上を図ります</p> <p>(4) 食育、健診や健康教育等を通じて、子供・若者の健康づくりに取り組みます</p> <p>(5) 子供のSOSの出し方や教員等の受け止め方を学ぶ活動を推進し自殺対策を強化します</p>
施策 12	<p>子供・若者の安心・安全な暮らしの確保</p> <p>【主な担当室課：総務部危機管理室、市民部市民総務室、男女共同参画センター、児童部のびのび子育てプラザ、健康医療部保健医療総務室、都市計画部住宅政策室、土木部道路室、公園みどり室、学校教育部保健給食室、学校教育室、教育センター、地域教育部まなびの支援課、青少年室】</p>	<p>(1) 子育て・ひとり親世帯等の住居の安定確保、公園や道路の整備などを進めます</p> <p>(2) 子供・若者が危険から身を守るための行動がとれるよう教育を行います</p>

## 基本目標 4 子育て・生活の基盤づくり

指標名	現状値 令和 4 年度 (2022年度)	方向	目標値 令和 11 年度 (2029 年度)	単位
① 安心して子育てができる環境にあると思う世帯の割合	70.4	↑	75.0	%

	【施策名】	【主な取組】
<b>重点施策</b> 施策 13	ひとり親家庭等への支援 【主な担当室課: 児童部子育て給付課、都市魅力部地域経済振興室、児童部子育て政策室、福祉部生活福祉室、地域教育部放課後子ども育成室】	(1)ひとり親家庭等が経済的に自立し、生活の安定・向上が図られるよう取組を進めます (2)支援が必要な家庭等に対する確実な情報提供と、ワンストップでつながる支援体制を推進します (3)子供・若者の学習の場や居場所の確保など生活の向上を図る取組を進めます
施策 14	子育てや教育に関する経済的負担の軽減 【主な担当室課: 児童部子育て給付課、保育幼稚園室、福祉部生活福祉室、学校教育部学務課、地域教育部放課後子ども育成室】	(1)子育て家庭における経済的負担の軽減や少子化対策に資する取組の充実に努めます
<b>重点施策</b> 施策 15	子供・若者や子育て家庭への包括的な支援の推進と情報提供の充実 【主な担当室課: 児童部子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室、家庭児童相談室、福祉部福祉総務室、地域教育部青少年室、関係室課】	(1)ライフステージで切れ目なく分野横断的に子供・若者の支援体制を推進します (2)子育て支援情報の積極的な提供に取り組みます (3)保護者が地域でつながりを持ち、地域全体で子育てできる環境づくりに取り組みます
施策 16	働きながら子育てできる社会の推進 【主な担当室課: 市民部人権政策室、都市魅力部地域経済振興室、児童部保育幼稚園室、学校教育部学校教育室、教育センター、地域教育部まなびの支援課、青少年クリエイティブセンター、放課後子ども育成室】	(1)子供・若者及び教員等への男女共同参画やジェンダー平等の学習機会の充実に図ります (2)子育てと仕事を両立できる環境づくりに取り組みます

## 7 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制

### ■第3期子ども・子育て支援事業計画

令和2年度（2020年度）から5年間の計画期間である「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」に沿って、子供が健やかに成長する環境整備や子育て家庭のニーズに対応できる子育て支援サービスの充実に向け取組を進めてきました。

令和6年（2024年）4月の改正児童福祉法の施行により、地域子ども・子育て支援事業において、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が新たに創設され、これらの事業についても、量の見込みやその確保方策を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。また、国では「こども未来戦略<加速化プラン>」に基づき、子ども・子育て支援事業の一つとして、幼児等のための支援給付として「こども誰でも通園制度」の創設に向けた検討が進められています。

令和6年度（2024年度）が第2期計画の最終年度であることから、第2期計画での取組の成果、課題等を踏まえ、また新たに創設された事業や制度の実施に向け、各事業の量の見込み及び提供量を設定し、令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）までの5年間の計画期間とする「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進し、きめ細かい、切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組めます。

#### 1 保育における認定区分別「量の見込み」

	ニーズ量の見込み 確保量	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定（3～5歳） 教育希望	ニーズ量の見込み	3,907人	2,820人
	確保量	7,566人	7,487人
2号認定（3～5歳） 保育希望 (幼稚園)	ニーズ量の見込み	917人	1,048人
	確保量	1,312人	1,303人
2号認定（3～5歳） 保育希望 (保育所・認定こども園)	ニーズ量の見込み	4,097人	4,729人
	確保量	5,120人	5,398人
3号認定（0～2歳） 保育希望 (保育所・認定こども園・ 地域型保育事業)	ニーズ量の見込み	4,235人	4,500人
	確保量	4,086人	4,566人

## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制

事業名	ニーズ量・実施体制	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者支援事業 (基本型・特定型)	実施箇所数	16か所	16か所
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	実施箇所数	1か所	1か所
利用者支援事業 (地域子育て相談機関)	実施箇所数	15か所	15か所
地域子育て支援拠点事業	ニーズ量	184,718人	187,039人
	実施箇所数	15か所	18か所
妊婦健康診査	ニーズ量	2,899人	2,930人
	実施体制	府内協力医療機関、助産院で実施	
乳児家庭全戸訪問事業	ニーズ量	2,899人	2,930人
	実施体制	民生・児童委員、主任児童委員、保健師等	
養育支援訪問事業	ニーズ量	108人	108人
	実施体制	育児支援家庭訪問員	
子育て短期支援事業	ニーズ量	122人日	122人日
	実施体制	児童養護施設、乳児院	
ファミリー・サポート・センター事業	ニーズ量	4,067人日	3,941人日
	実施体制	のびのび子育てプラザ	
一時預かり事業(幼稚園型)	ニーズ量	131,317人日	125,936人日
	確保量	269,972人日	264,294人日
一時預かり事業(幼稚園型を除く)	ニーズ量	39,056人日	39,564人日
	確保量	33,231人日	37,186人日
延長保育事業	ニーズ量	3,524人	3,904人
	確保量	3,561人	4,050人
病児保育事業(病児・病後児対応型)	ニーズ量	5,992人日	6,637人日
	確保量	7,100人日	7,100人日
病児保育事業(体調不良児対応型)	ニーズ量	16,339人日	18,099人日
	確保量	15,888人日	17,424人日
留守家庭児童育成室	ニーズ量	7,213人	8,091人
	確保量	5,773人	6,385人
子育て世帯訪問支援事業	ニーズ量	2,016人日	2,016人日
	実施体制(確保方策)	指定障害福祉サービス事業者、指定居宅サービス事業者	

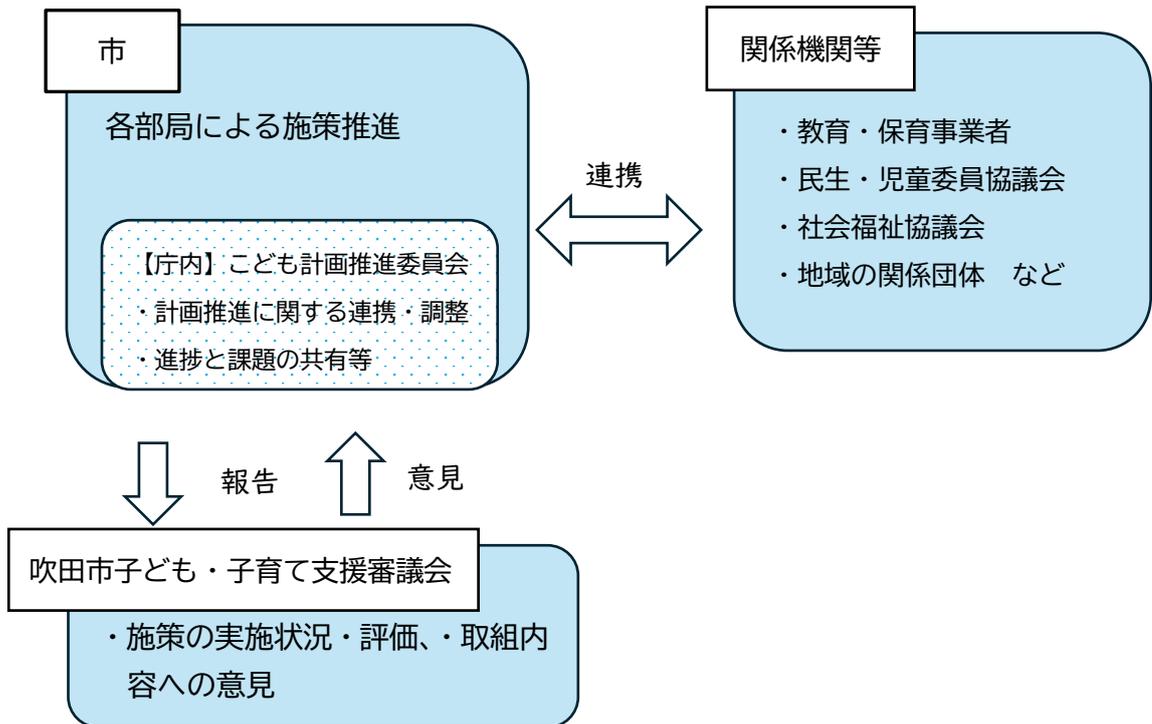
事業名	ニーズ量・実施体制	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
児童育成支援拠点事業	ニーズ量	12人	12人
	実施体制	検討中	
親子関係形成支援事業	ニーズ量	127人日	142人日
	実施体制	家庭児童相談室、こども発達支援センター	
妊婦等包括相談支援事業	ニーズ量	2,899人	2,930人
	実施体制	すこやか親子室	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	ニーズ量	8人	8人
	実施体制	検討中	
産後ケア事業	ニーズ量	1,390人日	2,036人日
	確保量	1,390人日	2,036人日

## 8 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

本計画は、子供政策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の関係部局が連携・調整を図りながら、子供・子育て支援に取り組みます。

また、取組の推進にあたっては、庁内の関係部局に加え、関係機関等と連携しながら、効果的な施策の推進に取り組みます。



### 2 計画の点検・評価の実施

本計画は、P D C A サイクル (Plan : 計画 → Do : 実施 → Check : 点検 (評価) → Action : 見直し) に基づき、実効性のある取組を進め、改善を図ります。

計画の進捗管理にあたっては、毎年度、施策の進捗や取組の実績を取りまとめ、計画の実施状況の評価を行い、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等について検討します。評価の内容については、ホームページにおいて、公表していきます。

また、機会を捉えて、子供や市民から意見を聴きながら、施策の推進を図っていきます。